

小山工業高等専門学校国際交流推進室規則

制 定 平成20年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

(設置)

第1条 小山工業高等専門学校における国際交流を推進することを目的として、小山工業高等専門学校国際交流推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(業務)

第2条 推進室においては、次に掲げる業務を行う。

- 一 海外の機関との交流に関すること。
- 二 留学生に関すること。
- 三 学生の海外研修に関すること。
- 四 その他国際交流に関すること。

(室長)

第3条 推進室に国際交流推進室長(以下「室長」という。)を置き、本校専任教員のうちから校長が任命する。

2 室長は、前条の業務を掌理する。

3 室長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室員)

第4条 推進室の業務を円滑に行うために、次の各号に掲げる国際交流推進室員(以下「室員」という。)を置く。

- 一 教務主事補、学生主事補、寮務主事補 各1名
- 二 教務委員、学生委員、寮務委員 各2名
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 室員は、室長を補佐する。

3 室員は、本校教職員のうちから校長が任命する。

4 室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第5条 推進室の運営に関する重要事項を審議するため、小山工業高等専門学校国際交流推進室運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第6条 推進室に関する事務は、総務課において処理する。ただし、留学生及び学生の海外研修については学生課において行う。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 小山工業高等専門学校国際交流委員会規則(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。